

扶桑商工通信

令和3年6月号

発行 扶桑町商工会

こじま法律事務所

こじま法律事務所（代表・小嶋道明さん）は県道64号沿いに事務所を構えています。これまで扶桑町に法律事務所がなく、地域のために役に立てたという思いと多くの縁により、今年3月に犬山市から移転してきました。

様々な相談に対応しますが、特に労務問題・交通事故に力を入れており、今までの実績を活かし、先を見据えた解決へと導いてくれます。

より多くの相談に対応するため、今でも小嶋さんは定期的に勉強会に参加し、常に情報収集を行っています。

問題を抱えている人が相談に来るため、その出会いや縁を大切にしています。

相談者から後日、弁護士ドットコムへ感謝の声が寄せられることや「人生が変わった」と連絡をくださる方、対面で見られる笑顔がやりがいにつながっていると教えてくれました。

「皆さまの身近な相談役として 法律の力で日々の生活を明るくしたい」と語ってくれた小嶋さんからは、弁護士という敷居の高さより、寄り添ってくれる温かさを感じました。また、建物のカジュアルさやHPからも敷居の高さは

感じられませんでした。

コロナが落ち着いたらセミナー（対面）を実施したいとおっしゃっていたので、開催時は必見です。

弁護士を通した相談が必要な場合は、扶桑町で唯一の法律事務所である【こじま法律事務所】までご連絡してみてはいかがでしょうか。



住所：丹羽郡扶桑町柏森辻田 332
TEL：0587-22-7720
営業時間：平日 9時～17時30分
HP：kojima-lo.com

扶桑カレー救済

扶桑町商工会青年部によって開発された【扶桑カレー】を皆さんはご存じでしょうか？

扶桑町の花であるひまわりの種を使用し、手羽元が1本入ったカレーです。箱の表にも「おとなの辛口」とあるように、辛いものが好きな人にはとてもオススメの辛さになっています。実際に食べた方より「ひまわりの種がアクセントになっていておいしかった。」「また食べた

くなるようなクセになる辛さ。」などの声が届いています。

しかし、コロナの影響を受け、イベント販売などがなくなったことにより、多くの在庫を抱えている状況です。

フェイスブックでは告知済みですが、現在【扶桑カレー】の特別セールを開催中です！

条件として、扶桑町商工会LINE公式アカウント（別紙）に友達登録していただき、画面表示で通常より安くお買い求めいただけます。この機会に扶桑町ふるさと納税の返礼品にもなっている【扶桑カレー】を食べていただけたら嬉しいですね。扶桑町商工会で販売中です。



扶桑商工通信で取り上げて欲しい企業募集集中。

新商品や新サービスの開発など情報を発信したい方がおられましたら商工会事務所まで。商工会スタッフが取材に伺います。

新規職員の紹介

【局長・稲葉弘夫】

4月より扶桑町商工会事務局長を拝命しました。3月までは町職員として38年間勤務をしておりました。定年後の就職となりましたが、行政職員時代は商工関係の行政経験があります。しかし、38年間の役所生活で築いた住民との関わり、町長を始めとした町職員とのパイプ、町会議員さん達との関係などは、商工会でも生かせると思っております。

早く仕事に慣れて、会員さんの為、地域の商工業の発展の為に少しでも力になればと思っておりますので、よろしくお願いします。

【記帳指導員・長谷川しおり】

4月から扶桑町商工会で記帳指導員として勤めさせていただきます。記帳業務に携わることが初めての経験であり、勉強の毎日です。しかし、窓口で会員の皆様と接する際に優しくお声掛け頂くことがとても嬉しく、私にとって大きな励みとなっております。一日も早く業務を身につけ、皆様のお役に立てるよう日々精進していききたいと思います。

また自分が生まれ育った扶桑町の更なる発展に少しでもお手伝い出来たらと考えています。

よろしくお願いします。



右：稲葉 弘夫

左：長谷川 しおり

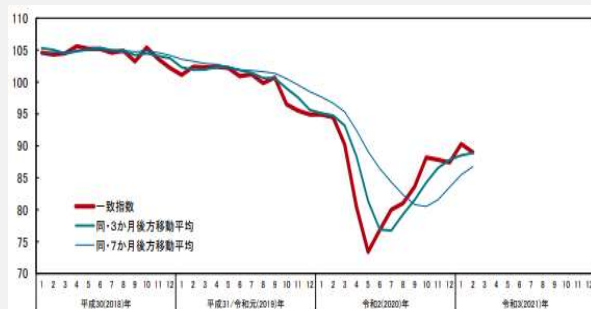
地域経済動向報告

景気動向指数、あいちの景気動向指数 OKB 景況指数は、いずれも上方への局面変化を示している。しかし、中小企業景況調査指数では低下を示している。

昨年1度目の緊急事態宣言より約1年が経過したものの、本年5月も緊急事態宣言が発出され、引き続き厳しい経済状態が予想される。

詳しくは扶桑町商工会 HP。

(<http://www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html>)



景気動向指数より

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための
退職金制度です！